

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

「いじめ防止対策推進法」(H25.9.28 施行)

第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識 ～「いじめは、人間として絶対に許されない」～

⇒「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」＝「見ようとしなければ、見えない!」

けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。

(3) 学校の基本理念 「夢・たくましさ・笑顔があふれる学校

～みんなが安心して生活できる『美しい学校』～

- ・児童の心身の安全・安心を最優先に、未然防止、早期発見・早期対応で児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめを許さない、見逃さない」という意識の醸成により、ひとりひとりが大切にされている校風を生み出す。
- ・いじめ解消に向け、継続して十分な注意を払い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・子どもとの信頼関係を築くことに全力を尽くす。
- ・安心して生活できる学級をつくる。「何でも発言できる安心感=授業の活性化=学力の定着」

2 いじめの防止のための取組

(1) いじめの未然防止

○魅力ある学級・学校づくり

- ・「分からない」を大切に授業づくり＝「学力」をつける教科指導

【基礎基本の定着・全員参加の授業・考えの交流】

- ・よさを認め合う学級経営・教科経営

【自己肯定感を育む「かがやき見つけ」・仲間と共に高まり合う学級や学習】

- ・学級や児童会の自治的活動【自分たちで創るよりよい学校「ききょう活動」を軸に】

- ・いじめ防止サミット

○生命や人権を大切に作る指導(豊かな心の育成)

- ・心に響く豊かな体験活動【運動会、宿泊研修、福祉活動、保育園との交流等】や道徳教育【令和3年度重点項目:B親切、思いやり】
- ・誤解や偏見、世間体に左右される意識、間違った優越感、自己中心的な考えからなる差別・不合理を認め、存続させる要因に基づく指導
- ・思いやりの心を育む人権教育【日常生活を大切に・いじめを考える日・ひびきあい活動の取組】

○全ての教育活動を通じた指導(自己指導能力の育成)

- ・児童に自己有用感・自己決定の場を与える活動【係活動・委員会活動・「よさの価値付け」】
- ・共感的な人間関係の育成【名前「さん」づけ、帰りの会等での「かがやき見つけ」発表と掲示】
- ・「学習規律」の徹底による安定した学習環境

【聞く・話す姿勢、授業前後の挨拶、時間行動等に関する取組】

- ・美しい学校、環境づくり

○インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・教職員、児童、保護者や地域の方も交えた情報モラル教育等についての研修

- ・児童、保護者へ向けた情報モラル教育の実施(学期に1回)
- ・学校と家庭との連携による約束づくり

(2) いじめの早期発見

○アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・日常的な声かけ、「自分やみんなを大切にするアンケート(記名式)」(隔月)、「心と体の健康に関するアンケート(記名式)」(学期に1回)の実施とその後の対処の共有化等
- ・年間3回の県いじめ調査等実施「いじめ未然防止・対策委員会」で対策検討
- ・日常的情報交換(生徒指導交流、事例研) スクールカウンセラーや相談員の協力体制整備

○教育相談の充実

- ・受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に、日頃から児童理解に努める。
- ・定期的な教育相談の実施
- ・問題発生時においては、早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・組織的に対応するため、生徒指導主事や教育相談担当を中心に、全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) いじめへの対処

【いじめ対応にあたっての心構え】 危機管理の「サ・シ・ス・セ・ソ」

④…最悪を考え ⑤…慎重に ⑥…素早く ⑦…誠意をもって ⑧…組織で対応

○速やかな情報共有・事実確認

- ※教職員は、児童からの訴えを抱え込まない、対応不要であると個人で判断しない。直ちに全て「いじめ防止・対策委員会」に報告し、相談する。
- ・いじめの訴え、情報、兆候の察知 ⇒ 管理職等への報告、関係職員で情報共有と対応方針の決定(いじめを受けた児童を徹底して守り通す構えで指導に当たる)
- ・事実関係の確実な把握(複数で組織的に、保護者の協力を得て、背景も十分聞き取る、記録を残す)

○保護者との連携

- ・いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、保護者の理解や協力を十分に得て、児童の今後に向けて前向きな協力関係を築く。
- ・いじめられた側への謝罪の指導を親身になって行う。いじめた側の児童生徒にいじめが許されないことを自覚させる。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消したと判断せず、継続的に見届けを行い、保護者との連携を図る。(少なくとも3ヶ月は被害児童を見届けていく)

○関係機関等との連携

- ・必要に応じて市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会、PTA等との連携を図る。

(4) いじめの防止等の対策のための組織

- ・いじめ防止対策推進法22条に基づき、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。
 - <常設> 校長、教頭、主幹教諭、教務、生徒指導、担任、教育相談、養護教諭、
人権擁護委員、主任児童委員 等 *年3回(学期に1回)定期的に行う。
 - <いじめ発生時:市教委と連携>
- 上記メンバーに加え、保護者代表、SC、SSW、学校運営協議会委員、教育委員会、医師等

(5) いじめの防止等のための年間計画

- ・基本方針の説明…(4月)職員会議、学校運営協議会、PTA総会、ホームページへの掲載
- ・アンケート調査…毎月の「自分やみんなを大切にすアンケート」(記名式・記述式)
- ・教育相談週間の実施
- ・児童会執行委員会による防止啓発活動(「あんしん宣言」、「いじめを考える日」「ひびきあい活動」、年間を通したいじめ未然防止活動の取組)
 - ・アンケートや日頃の行動観察に基づいた全校朝会等での指導
- ・4~6年生対象の研修会…学期に1回、情報モラル講習会(1学期はPTAとの連携)
- ・学校・家庭・地域の連携…「わが家の約束づくり」、「アウトメディアの取組」、「歯と口腔の健康への取組み」による家庭での意識づくり
- ・職員研修会…事例研修、情報交流、夏季休業中の特別研修
- ・「生徒指導委員会」の実施…毎月のアンケート結果の実態と要因の分析及び指導方針の検討、その他、事案に応じて開催

(6) いじめ防止等のための取組に係る学校評価の評価項目

・実態把握及び措置を適切に行うため、次の3点から適正に学校の取組を評価する。

- ①未然防止・早期発見の取組 ②対応の振り返り ③再発防止の取組

3 重大事態への対応

・いじめにより「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるときは、以下の対応を行う。

[学校の主な対応]

- ・重大事態であると判断した場合は、市教育委員会へ報告し、「事実関係を明確にする調査」(いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする調査)を実施する。
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。(学校が把握していない情報である可能性があるため)
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生命、身体又は財産に重大な被害の恐れがあるときには、警察署に通報する。

4 資料の保管

資料の保管期限は以下の通りとする。

- ・アンケートの質問票の原本等…当該児童生徒の在籍期間中
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書及び調査報告書等…5年